

木曾三川の

「刈草」を受け入れてくれませんか？

国土交通省 木曾川下流河川事務所

難しい手続きは一切必要ありません。刈草は取りに来て頂きたいと考えていますが、取りに来るのが難しい場合はご相談下さい。

ご希望のある方は、裏面下に書いてある連絡先まで気軽にお問い合わせください。



■堤防の様子before



■堤防の様子after

Q：堤防の刈草は、どんなことに利用されているの？

A：基本的には処分していますが、堆肥化し、配布も行っております。

Q：どんな草をもらえるの？

A：木曾川、長良川、揖斐川の堤防に生えている草を刈ったものです。

Q：ごみは入っていない？

A：完全には除去しきれず細かなゴミが含まれる場合があります。（有害物は含みません）



■堆肥の配布の様子

Q：受け渡しはどこでしてくれる？

A：堤防除草をしている場所へ取りに来て頂くことを基本に考えております。また、時期によって除草している場所が変わりますので、詳細は電話などでご相談下さい。

※刈草を取りに来ることが難しい場合はご相談下さい。

（なお、当方で運搬する場合は、廃掃法により、事前に市町村への協議が必要なため、刈草のお渡しに時間がかかることもあります。）

Q：受け取れる時期はいつ頃？

A：毎年5月から7月、10月から12月を予定しています。

※具体的な時期は、電話などでお問い合わせ下さい。

Q：刈草の運搬をしてもらおうとしたら、どれくらいの量から運んでもらえるの？

A：4tダンプ車1台分からお運びいたします。

※地域によっては当方が運搬できない場合がありますので、事前にご相談下さい。

Q：どこの刈草がもらえるの？どこまで取りに行けばいいの？

A：概ね下図の赤線の堤防の除草を行っております。時期等によって除草している場所が違いますので、詳細はお電話にてご相談下さい。



【連絡先】

国土交通省

中部地方整備局

木曾川下流河川事務所 管理課

■住所：三重県桑名市大字福島465

■電話：0594-24-5717

■メール：cbr-kisokaryu@mlit.go.jp

些細なことでも結構です。お気軽にお問い合わせください。